

## 裁判員経験者意見交換会議事録

### 1 はじめに

#### (1) 司会者あいさつ

##### 司会者

それでは、裁判員経験者の方の意見交換会を始めたいと思います。私は、進行役を務めます所長の森でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。裁判員制度が始まって、5年になり、和歌山でもこれまで49件の裁判員裁判が行われて、多くの方に御協力をいただきました。裁判員を経験された方には、裁判員終了直後のアンケートなどで御意見を伺っておりますが、今日は改めて裁判員としての経験を振り返りながら、その御意見、御感想をお伺いしたいというのが、この会の趣旨でございます。

今日お伺いした意見などは、今後の裁判員裁判の運営に生かし、裁判員裁判をよりよいものとしていくための参考にさせていただきますと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず、裁判官、検察官、弁護士の参加者を御紹介させていただきます。

検察庁からは石川検察官、弁護士会からは後弁護士、裁判所からは浅見裁判官が参加しております。一人ずつ自己紹介していただきたいと思います。

#### (2) 検察官・弁護士・裁判官の紹介、進行方法の説明

##### 石川検察官

検事の石川と申します。よろしくお願いいたします。裁判員裁判も、結構回を重ねて来てるんですけど、本当にこういう機会は貴

重だと思っているので、意見よろしく願いいたします。

#### **後弁護士**

弁護士の後と申します。どうぞよろしく願いします。本当に貴重な機会だと思っておりますので、私の方からもなかなか答えにくいなという質問を差し上げるかもしれませんが、是非率直にお答えいただいて、逆に我々の方にも、本当にどんどん厳しい質問をしていただけたらと思っています。どうぞよろしく願いします。

#### **浅見裁判官**

裁判官の浅見です。何人かの方とは、裁判員裁判で御一緒させていただきました。本当にその節はいろいろとありがとうございました。裁判員裁判終了時にもアンケートをお願いしていますが、また改めてこういう席で生の御意見をお聞かせいただき、今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### **司会者**

今、後弁護士からもお話がありましたように、法曹三者の方から質問をするということもありますし、また、皆さんの方から質問をしていただいてもいいので、よろしく願いします。

本日の意見交換会の話題事項としては、主に、量刑、すなわち刑の重さを決めることについての評議あるいは審理についてお聞きしたいと思っております。

今回、皆様方が経験された事件は、全て犯罪事実自体は、争いがなく、どれだけの刑にするかということが争点になった事件であると思っております。その刑の重さを決めることについての評議、あるいは審理について、御意見、御感想をお聞きしたいと思っております。

そのほか、精神的負担を軽減する方策などについても、時間のある範囲でお聞きしたいと思っております。

終了時間は午後8時を予定しておりますので、7時40分ごろま

で意見交換を行いまして、最後20分ほどは報道機関の方々からの質問の時間に充てる予定でございます。また、途中で10分程度休憩をする予定でございます。以上のような進行ですので、よろしくお願い致します。

## 2 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

### 司会者

それでは、早速、意見交換会に入りたいと思います。まず、最初に、裁判員裁判を担当されて全般的な印象とか感想というのを、お一人ずつお伺いできればと思います。刑の重さを決めるという点に関するものでも結構ですし、それ以外のものでも結構です。

### 裁判員経験者 A

刑を決めるのに、こんなにしんどいのかなと、よくテレビで裁判の状況とかやってるんやけども、こんな決め方でいいのかなっていう感想を持ちました。僕はもうちょっと審議したらいいんじゃないかなと、時間掛けてね。ちょっと短か過ぎたかなと思ってます。

この僕の当たった事件は、経緯がものすごく多いんですわ。特に、わいせつ行為とか、女性にとって、一番、何ていうたらいいか、それがあるんで。

### 裁判員経験者 B

周りの方で、経験されたという方がなかったもので、初めて経験させていただいたときに、ちょっとどうしていいのか分からないっていうところがありました。新聞なんかでもよく見て、ちょっと大変だなというふうには思ってたんですけど。やっぱり、実際刑の重さであったりとか、そういう辺りがふだん日常から経験してない分、漠然としてるところがありました。それでも、皆さんの御意見をいろいろお聞きして、それぞれのお考えとか、視点

といいますか、見方もありまして、安易に決められない重いことだと思って、実感させていただいたと思います。

#### **司会者**

刑を決めるというのは、難しいということですか。

#### **裁判員経験者 B**

そうですね。資料として大体これぐらいの刑ですというような内容を見せていただいて、大体これぐらいが、目処と言ったらいいか、漠然とこれぐらいが大体平均なんかなというような感覚で、どうしても初めての場合は捉えてしまいます。なかなか難しいところがあるかと思います。

#### **裁判員経験者 C**

まず、ひと言でいうと、貴重な経験をさせていただいたということ。日常生活では、絶対にこういう経験、人の刑を決めるとかそういうことは思いもよらなかった。やってみて人の刑期を決めるというのは大変ですね。やっぱり、その人の人生に関わってくることなんでね。これから裁判に関係ないことに関してでも、自分の周りのこととかそういうことに関してでも、応用できるんじゃないかと思いました。

#### **裁判員経験者 D**

裁判員に選ばれて、最初は どうやって断ろうと思って、断る理由がないまま、ここに来たっていう形だったんですけども、経験させてもらって、すごくよかったなっていうのが今思うんですね。そのとき一生懸命考えて答えを出そうとしていた自分がよかったなと思うんです。みんなの意見もたくさん聞けて、自分自身の人生の中ではすごくいい経験をしました。裁判員裁判っていうのは、被告人も助けなきゃいけないし、被害者も助けなきゃいけないっていうことを裁判員になっていた期間に私はちゃんと考えていた

のかなっていうことを、ちょっと思います。そのときの何日間は一生懸命自分でやったとは思いますが。やっぱりこれからの自分の人生に問いかけるものがたくさんあったなっていうのが、感想ですね。

#### **裁判員経験者 E**

参加させてもらって、知らない人たちと評議していくというのは初めてだったです。若い方もいらっしゃれば、私より多分年齢は上の方もいらっしゃって違う視点で言ってくれたり、違う視点で考えることができ、皆さんの意見を聞きながら、自分の中で整理していったのかなと思っています。裁判員のときは、非常に考えないといけない、すごく考えたと思うんですね。その後、経験をしてすごく自分によかったなというのは、裁判員裁判の新聞の記事を非常に興味を持って読むようになったということです。

#### **裁判員経験者 F**

最初、家に通知が来たときは、すごい行くのが嫌で、当日になっても毎日胃薬飲むぐらいストレス感じて、年齢が年齢なので、人の人生決めてもいいのかなって何日間か悩んだんですけど、実際みんなで話し合ったら結果が決まって終わってからは、ものすごくいい経験ができたなと思いました。自分たちの年齢の中でこういう経験してる人たちが少ないので、こういう場を設けていただけてよかったかなと思います。

#### **司会者**

裁判員をなさってる間は、いろいろプレッシャーとかストレスとかおありになりましたか。

#### **裁判員経験者 F**

そうですね。終わったときの開放感はすごかったんですけど、行っているときは、毎日余り夜も寝れないぐらいしんどかったです。

す。

#### 司会者

それは人の人生を決めてしまうとかそういうようなことでしょうか。

#### 裁判員経験者 F

そうですね。いつもテレビで見ている側だったんで、自分自身に起こっているという現実的なものがなかったんで、私のこの年齢でこの人の人生決めてしまっていていいのかなとか、寝る前までずっと考えていました。

### 3 量刑に関する審理・評議・判断について

#### (1) 量刑判断の感想，量刑に関する評議

#### 司会者

今、順番に御意見をお聞きしたんですが、もう少し場合を分けて、さらに進めていきたいと思います。

裁判官と裁判員で量刑について評議をして、決めていくわけですが、そのときには、裁判官から、量刑とはこういうものですよと説明をしたり、あるいは、その資料などもお示しして、評議を行ったと思うんです。まず、評議についての御意見をお聞きすることにします。

#### 浅見裁判官

評議についてお話しします。今からお話いただくことは、誰がどういうことを言ったとか、そういったことではなくて、量刑を考えるに当たって、こういうところが難しかったとか、こういう点に着目して自分は考えてみたんだけどもとか、あるいは裁判官がこう説明したことが分かりやすかったとか、分かりにくかったとか、そういう観点からお話いただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

#### 裁判員経験者 F

最終的に、一番やっぱり難しかったのは、最終的な判断やと思います。みんなが同じことを考えるわけではないので、ここが難しかったです。

#### 裁判員経験者 A

被告と被害者、両方を思って判断するのがちょっと難しいところでした。

#### 司会者

先ほど、時間のことをおっしゃったんですけど、時間的にはどうでしたか。

#### 裁判員経験者 A

約1日と、次の日は2時間ぐらいしかなかったんで、僕としては、もう1日ぐらいいろいろと話してもよかったかなとは思っているんです。

#### 裁判員経験者 B

一番難しいのは、皆さんおっしゃるみたいに、自分の判断がいいのかどうかという辺りの中で、基準的なところっていうのがやっぱり分からないっていうところもあって、この年数でよかったんかなって。

#### 司会者

裁判官から同じような犯罪でどういう刑になってるかという資料をお示ししたりしたと思うんですけど、その資料について何か御感想はございますか。

#### 裁判員経験者 B

資料を示していただいたことで、みんなの意見がある程度まとまってきたのかなと思います。新聞とか、テレビで見ても細かい部分の事件に至るまでの中身とかが分かりづらいというところが

あるので、資料を示していただくことによって判断できるという  
か、決められる部分っていうのは大きかったように思います。

#### **裁判員経験者 C**

僕が担当させてもらった事件は、万引きです。これの常習だっ  
たんですけども、過去、前歴が三度ありました。そこに達するま  
でのその人の人生の歩みを見ていると、だんだん深みにはまって  
いる、駄目になっていると感じました。それで、服役してちゃん  
と更生してほしいと思いました。ガイドラインを裁判官から提示  
していただいたのは、ものすごく参考になったと思います。

#### **裁判員経験者 D**

被告人は悪いことをしたという前提で、その悪いことをランク  
付けて、どんだけ悪いのかっていうことをみんなで話し合ったこ  
とがあったんですけど、そのときに、裁判というのはそういうと  
ころから始まるんだって素直に受け入れたんですね。そう受け入  
れると、似たような判例の刑は正しいとは思ったんですけども、  
一般人の私から言うと、その刑に対して、被害者がこれからの人  
生をどう生きていくんだろうと思うんですね。同じことが私に起  
こったときと、もっと若いときに起こったときでは全然違うだろ  
うと思いました。そうすると、判例とは自分の中では食い違って  
きたので、その戦いがありました。

#### **裁判員経験者 E**

罪を犯してる、罪を犯してないというのは、私の中では線はず  
ぐ引けたと思うんです。ただ、それを量的にどうするかというこ  
ろでは、自分の中で基準とする物差しがなかったもので、検察官  
が示している懲役何年とか、弁護士が示してきた何年とかとい  
う中で、どこに寄り掛かっていくのかということ、当初は皆さん  
の意見を聞きながら、自分の中でもどうしていくかっていうのは



決めていったように思います。それを決めていくに当たって、自分の言ったこととか、他の裁判員が言ったことをホワイトボードに書いていただいたんですね。それを見ていきながら、他の人の意見も見て、自分の意見も見て、議論していったかなと思います。決めていき方とかも、裁判官が丁寧に説明していただいたので、こうやって裁判を行っていくのかなってということがよく分かりました。

### 後弁護士

今日、お話を伺っていると、まず初めは、自分たちでざっくりばらんに意見を言うと、それがあってから、刑について、意見を言って、その後、量刑資料を裁判所の方から提示されて、それに基づいてまた議論を整理していくと、こういう流れがあるというふうに私は思ったんですが、議論の最初に量刑資料を提示するという方法もあると思うんです。初めに見せてもらってない以上、仮定の話になるのは承知の上でお聞きするんですけども、最初に見せてもらう方がいいのか、皆さんが経験されたように途中で見せてもらった方がいいのか、その点の感想をお聞かせいただけたらと思います。

### 裁判員経験者C

僕が個人的に思うのは、最初に見せてもらったとしても、後で見せてもらったとしても、多分同じ刑を書いていたと思うんです。法廷内では被告人は、結構反省しておられるようには見えませんでした。でも、前歴があって、更生して、一般社会に出てきて、すぐに次の犯罪を犯してる。そうすると、更生する時間が長い方がいいんじゃないかって思いました。多分、最初に資料を裁判官から提示されたとしても、結局、同じ年数を僕自身としては出したと思います。

### 裁判員経験者 F

資料を途中から出されたんですけど、最初に出されていたら、こんなもんでいいやろうみたいな感じに多分なっちゃうような気がします。最初に出さずに、途中で出した方が私はいいかなと思います。

### 石川検察官

審理をするときに、検察官が求刑何年っていう論告をする前の時点で、この事件ってこのくらいなのかなみたいな量刑感覚があるものなんでしょうか。検察官の論告で求刑何年が相当だと思いますっていう話があって、その後、弁護人としてはこれくらいでっていう話があって、それを聞いた上で、それが変わっていくものんでしょうか。資料を見せられたときに、それでもさらに何か揺れ動くものんでしょうか。自分の中で、何が一番影響を受けるものなのだろうかっていうことを教えていただきたいと思います。

### 裁判員経験者 A

量刑の資料をもらうまでは、論告求刑を基準にしてしまうところがあります。論告求刑は、ええとこ突くなと、最初の印象では思ったんですよ。それでも量刑の資料を見るまでは迷っていました。

### 司会者

量刑の資料を見ると、少し変わったということがあるんですか。

### 裁判員経験者 A

はい、変わってきたっちゃうか、やっぱり出されてからは、その方向で進んで行ったような気がします。

### 裁判員経験者 B

参加させていただいた事件は、家族殺人でなかなか難しいところがありました。家族の中でどういうことがあったんだろうかと

か、別に住んでいらっしゃる家族が思っただらっしゃることとか、自分だったらどうするんだろうとか、自分の家族だったらどうしてるんだろうとか、もっとこうしてれば、ここまで至らなかったんじゃないかとか考えました。その中で、資料を見せていただき、それぞれの意見で決めてきました。

裁判長から納得できる説明をしていただきました。

### 浅見裁判官

いろんな話が出ましたけれども、まずは、量刑って難しいなというお話を一杯されたんですけど、これはもう、率直に申し上げて、難しいです。難しいことを皆さんにお願いしたということです。ですから、皆さん量刑を決めるに当たって、どういうふうに考えていったらいいんだろうかということで、いろいろ考えられたという、正にそのとおりなんで、裁判官が考えるときもいろいろ考えて、悩んで結論を出すわけで、そういう難しいことを、裁判員裁判はお願いしているということになりますね。

ただ、その中で、皆様の判断の材料になるように、資料を出して、他の事件とのバランスなんかも考えていただかないといけないし、頭の中でイメージしたものを具体的な物差しとして、具体的な数値に置き換えていただくということも必要でしょう。そういうことで、資料なんかもお見せしたりして、こちらの方も、皆様方の意見がきちんと反映させるような形で努力させていただいているところなんですけど、皆様方からいろんな意見をお伺いして、これもまた参考にしてやっていきたいなというふうに思っております。

### (2) 量刑に関する論告・弁論

#### 後弁護士

弁護人、いろいろ意見言うと思うんです。その中で、弁護人

の言ってることでこういうことが、すごく理解できた、あるいは自分の中で、すっとんと落ちたという部分と、逆に、この弁護人、何言ってるねんって思ったことがあると思うんです。せっかくの機会ですので、これはよかったなっていうのと、これは駄目だったなっていうのを、1個ずつそれぞれ挙げていただけるとありがたいですね。

#### **裁判員経験者 A**

僕の担当した事件は、罪を認めてましたんで、刑を決めるだけの裁判だったと思うんですよ。弁護人については、刑を軽くしてくれしか頭には今のところ印象はないんですわ。反省しているとか、反省の手紙も出しているとか、そういうことしか僕は覚えていません。弁護人には悪いんですけども、その辺の印象がちょっと薄かった感じがします。

#### **裁判員経験者 B**

何がよかったとか悪かったっていうところが、ちょっと余り分かりづらかったです。

#### **裁判員経験者 C**

僕らは、弁護人は、テレビなどで優しく守るみたいな印象があったんですけども、こういう場でも怒るんやというのが率直な意見で、テレビとは違うなって思いました。でも、僕もまだ1例しか見てないんで何とも言えないんですけども、率直な意見でいうと、そういうなだめたり怒ったりっていうのが弁護人の仕事なんやなって、思いました。そういう感じでこれからも熱くやっていただいたらいいんじゃないかと思います。

#### **裁判員経験者 D**

私が扱った事件では弁護人が同じ犯罪でも比較的軽いものであるっていうことを述べていたのが私にとってはよかったと思

います。本を差し入れたり謝罪文を書くようになったのも、弁護人の力でそういうふうになったんだらうなって思います。これもいいことだと思うんです。それから、まだいいことがあったような気がするんですけど。

ただ、この弁護人の話し方、表情で、この事件の矛盾点に私は気付いてしまったんです。その弁護人は、いろんな方から聞くよりも身近にいる存在のような気が、私の場合はしました。その人の話し方はすごく感情が入っているから、余計に矛盾点に気付くことができました。

#### **裁判員経験者 E**

弁論要旨ってこんなに長いのかなって思いました。もうちょっと要旨をかいつまんで書いてくれる方が分かりよいと思いました。ずっと読み稽古のような感じに読んでいただいて、すごい伝わってはきたんですが。その前に検察官の資料がものすごいコンパクトにまとめられていたので私にはよく入ってきたんですね。その後の弁論要旨が結構長くずっとあったので、途中で何か聞いているような聞いてないような自分がいて、最後だけふんふんって聞いているような感じだったです。すごく声を大きくして言ってくれたので、ものすごく弁護してくれてるというのはよく分かったんですが、途中でちょっと要旨がよく分からなくなってきたというのが当日の本音でした。

#### **裁判員経験者 F**

悪いところはあるしなかったんですけど、いいところでしたら、分からないことは一から全部教えてくれることに関しては、何も知らないんで、そのことに関してはすごい丁寧に教えてくれるんだなあって思ったことと、あと、いろんな考え持っている人が集まって話するんで、当然みんな興奮していろんな意

見を言い合うことがあるんですけど、そのとき落ち着かせてくれたり、まとめてくれたりするところはよかったかなあとと思います。

(休憩)

### (3) 量刑に関する審理

#### 司会者

量刑についての審理は、検察官の冒頭陳述から始まって、その後弁護人側でも冒頭陳述がされ、その後証拠調べということで、供述調書の朗読があったり、証人、被告人質問があったり、そして最後に論告、弁論という形で双方から意見が出て、それに基づいて判断していただくという、量刑に関する審理の過程があると思うんですけど、そういう過程でお気づきになったこと、例えばこれは分かりやすかったとか、これはちょっと分かりにくかったとか、審理についての御感想はございますか。

#### 石川検察官

それぞれ被害者がいる犯罪だったと思うんですけど、被害者が示談をしたとか、こういう処罰をしてくださいとかというのを調書の形で読み上げたり、あるいは実際出てきて話をしたっていう事件もあったのかなと思うんですけども、そういう被害者側の気持ちっていうのは、どの程度量刑を決める中で材料にするのかわかっていうのを教えていただけたらと思います。

#### 裁判員経験者 A

僕の事件は、被害者の方が出て来られました。6割7割以上、そっちの方へ傾いたのは事実です。やっぱりあれを聞いていると、被害者の報告等を重要視するという感じになります。被害者が出て来ないと、やっぱりちょっと違ったんじゃないかなと思っています。

### 裁判員経験者 B

私の事件については、被害者の方がお亡くなりになっていたの  
で、お気持ちっていうところでは聞けなかったんですけども、弁  
論であったりとか、被告人の方のおっしゃる中で、自分が被害者  
だったらどう思ったんだろうとか、もうちょっとこんなにしてく  
れたらよかったのにとか、と思いました。女性であるとか、男性  
であるとかということで、捉え方は大分変わってくるかなと思  
います。そういうところで、量刑の方にも反映されたかなと思  
います。

### 裁判員経験者 C

僕の担当させてもらった事件は、比較的けがが軽い事件だった  
ので、意外とそういう面ではクリアに、冷静にいられたと思  
います。検察官の方から求刑何年って言われたときの僕自身の捉え方は、  
刑を決めるに当たっての一つの資料が提示されて、一つそろった  
と。そして最後に評議の方に入っていったわけなんですけども、  
一つ材料として、自分が判断するための材料として、ここは受  
け止めたと思います。ただ、これが殺人事件とかになると、  
そういうクリアないうんか、冷静なままでいれるかというのはち  
よっと疑問ですね。

### 司会者

Cさんの事件の場合は被害者が法廷に来て証言をしたというわ  
けではないんですか。

### 裁判員経験者 C

ないです。

### 司会者

その点はどうですか、どうお考えになりますか。それでも十分  
なのか、それともやっぱり被害者の話も聞いてみたかったという

ことでしょうか。

**裁判員経験者 C**

まあ聞けばいいと思うんですけども、これはちょっと冷たい言い方かも知れないんですけども、被告人がどういうふうにしてきたんかというのは身内の人しか分からないわけで、もしその本人さんの身内の方がしたくないって言うのであれば、それはそれで仕方ないことなんじゃないかなって思いますけど。

**浅見裁判官**

今のは被告人の家族とかそういうんじゃないくて、被害に遭われた方ですね。

**裁判員経験者 C**

ああ、はい。

**浅見裁判官**

例えばこれだったらお店の店員さんがとか、そういう方は特に出てこなかったかと思うんですけども、そういう方が仮に出てきて何か意見言ったら変わってたかどうかというのですけどね。

**裁判員経験者 C**

いや、どうなんですかね。でもそれは殺人事件と軽い傷害事件では絶対感情の持ち方は変わると思うんですけどもね。そこはちょっと何とも、経験してみないと分かんないんですよ。

**浅見裁判官**

仮定の話ですからね。

**裁判員経験者 C**

はい。

**裁判員経験者 D**

私の事件は、大きく男の人と女の人では随分考え方が違いうだろうと思います。同じ同性で、男どうしであっても女どうしであっ



でも、それぞれの人が生きてきた人生の価値観で大分違ってくるんだと思うので、被害者の人の意見っていうのは、すごくためになりました。ただ、もう少し多くてもよかった、被害者の気持ちっていうのが何行かで終わるのではなくて、もう少し具体的に書かれた方がよかったと思います。その人の気持ちになれる人はいいけれども、その気持ちがちょっと分からないっていう人には、もっとたくさんの情報がある方がいいのではないかなと思いました。

**司会者**

Dさんの事件の場合は、被害者の方が法廷に来たわけではないですよ。

**裁判員経験者D**

ではない。

**司会者**

そうすると、検察官の供述調書という形で被害者の方のお気持ちとか、そういうのが出てきて、それを考慮されたということになるんですか。

**裁判員経験者D**

そうです。はい。

**司会者**

それがもう少し、いろいろあった方がよかったのかなということでしょうか。

**裁判員経験者D**

はい。女の人だったら分かりやすかったけれども、男の人だったら分かりにくかったと思うので、男の人に分かってもらうためには、もっと自分が大変だったっていう方がいいのかなって。

**裁判員経験者E**

被害者の方が許しているということであれば、マイナスに考えていこうし、もし、その場で許さないとか、今回、放火だったので、私は火をつけられたことによって殺されたかもしれないから絶対許せないなんて、言われると、マイナスにしていかないだろうし、すごく意見っていうのは自分の中では採用されるものかなと思いました。

#### **裁判員経験者 F**

今回、私が担当したのは、加害者と被害者が家族だったんで、そこをどう見るかだと思ったんですけど、これが他人どうしだったら、全く別の考えができたかもしれないんですけども、家族どうしで、家族も許してほしいみたいな感じになっていました。私は、被害者と加害者が家族だったのがすごくやりづらくて、これが他人だったらもっと違う刑になってたのかなと思いました。

#### **司会者**

EさんとFさんの事件も、被害者の人が法廷に来たわけではないんですか。

#### **裁判員経験者 F**

来ました。

#### **浅見裁判官**

お父さんが来られましたかね。

#### **裁判員経験者 F**

お母さん。

#### **浅見裁判官**

お母さんも来られましたかね。家族の事件で、お母さんが、被告人側の立場の人として来られたんでしたね。

#### **後弁護士**

Eさん、Fさんが担当された事件、判決見たら、保護観察を付

けておられるんですね。執行猶予を付けるかどうかでも悩むし、さらにもう一回保護観察を付けるかどうかでも悩まれるということは、すごい大変だったと思うんですが、保護観察を付けるか、付けないかっていうときにどういう点を悩まれたかというのを是非お聞きしたいですね。

#### **裁判員経験者 E**

弁護人から保護観察っていうのを提示されたと思うんです。家族間で今後うまくやっていけるのかどうかっていうところで、家出するという事実があったので、それをどこかで止める、この人に更生してもらいたいというところで、どこかで止めるのを家族だけではなくて、他の方にも入っていただけるっていうのがあればいいのかなっていうことを考えました。

#### **裁判員経験者 F**

大体同じ。

#### **浅見裁判官**

今、出たように、弁護人の弁論でも懲役3年、執行猶予5年、保護観察付きの判決がふさわしいと思いますって、そういう意見も出ましたので、それも踏まえて評議しましたね。

### **4 裁判員の精神的負担について**

#### **司会者**

裁判所としては、不必要に裁判員に精神的負担をお掛けすることがないようにということで、非常に注意して審理を行っているわけですが、それでも、先ほどFさんの御発言にあったように、裁判所に来て、刑を決めるということ自体がストレスだと言われると、確かに、そういう点もあるかなと思うわけですが、また、写真とか、そういうような形で精神的負担を感じるような場合もあろうかと思えます。そういうことから、精神的

負担の点について、御意見をお聞きできればと思います。

それで、Aさんの事件は、確か写真が出ていたと思うんですけど、その点を含めて、どうですか。精神的負担はお感じになったことはございますか。

**裁判員経験者 A**

僕の事件は殺人事件と違ったんで、暴行とか強姦だったんで、写真は殴られた痕ぐらいしか見てませんので、別にその点は精神的なものはありませんでした。女の方はどうか分かりませんが、その程度だったんで。ただ、これが殺人事件で、死体とかを見せられると、やっぱりちょっとその辺はどうかなと思ってますが。

**司会者**

Bさんの事件は殺人ですけど、イラストしか出てなかったと思うのですが。

**裁判員経験者 B**

被告人がどういうふうな形で殺人行為をしたかっていうイラストがあったんですけども、気の弱い方で想像力が働いちゃうとどうかなと思いました。写真があると具体的になっちゃうので、できれば、ないのがいいんじゃないかなっていう気はしました。

**司会者**

Cさんの事件も、傷の写真とかがありましたね。

**裁判員経験者 C**

出てました。でも、僕もAさんと同じで、自分で切ったりとかしてもあれぐらいの傷は見ますから。この事件に関しては負担は別になかったですね、そういう写真とかの面では。

**司会者**

Dさんの事件というのは、写真ではなくイラストで出ていたん

でしょうか。

#### **裁判員経験者 D**

そうですね，なので私もそういう面では精神的負担はなかったです。

#### **後弁護士**

今回皆さんのお話をお伺いして，非常に真剣に取り組んでいただいたんだなというところが，すごくうれしい思いをしております。皆さん，守秘義務とかの関係で，いろんな人に伝えられない，多くの情報を伝えられないっていうことはあるんでしょうけれども，是非，周りで，もし当たった人がいたら，是非やるべきだよと，しんどいけどいい経験だよっていうのを是非伝えていただきたいなと思います。ありがとうございました。

#### **浅見裁判官**

今，最後の点で，精神的負担という話でした。裁判所の方もいろんな点を踏まえて，写真ではなくイラストであるとか，そういう形で工夫させていただいてます。先ほどもちょっと話に出たところですが，判断すること自体，それなりに御負担を掛けているわけですから，できるだけ皆さん方に対する精神的負担を少なくするよとということ，こちらでも努力をさせていただいております。今日，お聞きしたところだと，こちらの方が検察官，弁護人をお願いしてどうしましょうかということやってきたことが，それなりに効果が出てきてよかったのかなというふうな，そういう感想を持っております。

### **5 記者からの質問**

#### **記者**

今日は貴重な御意見，ありがとうございます。幹事社の私の方から，3点，代表質問として，それぞれの方に質問させてい

ただきたいと思っております。

まず、1点目なんですけれども、裁判員を経験する前と後で生活や考え方に変化がありましたでしょうか。

#### **裁判員経験者 A**

テレビのニュースはよく見るようになりました。それだけです。

#### **裁判員経験者 B**

職業柄、よく相談を受けるんですけども、事件を担当させてもらって、二度とこういうふうにならないようにとか、連携を取って事件が起こらないようにとか、みんながそういうふうになっていけたらいいなっていう話をよくするようにはなっています。

#### **裁判員経験者 C**

僕は、もうちょっとドライな考えで、やる前と後では、今のところ全然変わってないんですね。事件に関しては、取りあえず、自分の頭の中で、棚上げをして、自分の周りでそういう事件ではなくても、人間関係の社会でのいろんな問題が起こったときに、何らかの形で、今回やったことが生かされるんじゃないかと思っています。

#### **裁判員経験者 D**

裁判員裁判を経験させてもらって、裁判員裁判の事件をよく興味を持って見ることになりました。そして、刑に対しても、今までニュースで何年というのと、ああ、そうだったんかって思ったんですけど、ここに来るまでにどれだけのことがあったのかなっていうのも自分が経験しました。

刑を何年って下したからと言って、被害者の人が救われるわけではないので、せっかく裁判員に選ばれたのだから、私は、被害者の人にメッセージを送る、被害者にもっと強くこれからの人生

を生きてもらえる、何年という数字ではないメッセージを送ることができれば、一般の人が参加する意義があるのではないかと思います。

#### **裁判員経験者 E**

先ほどもお話ししましたが、裁判についての新聞記事は、本当に読むように、目が留まるようになりましたし、刑が決まったということであれば、そこで裁判員と裁判官が非常に大変な議論をされたんだろうなというような、すごい裁判を身近に感じるようになったかなとは思っております。

#### **裁判員経験者 F**

テレビで流れたら、食いついて見るようになって、もし、自分だったらどうするんやろなみたいなことは、よく考えるようにはなりました。

#### **記者**

2点目の質問なんですけれども、裁判の期間中に不在になったことで仕事などに影響はなかったでしょうか。そして、その後スムーズに復帰することはできましたでしょうか。

#### **裁判員経験者 A**

影響はありましたけれども、その後はスムーズにいています。

#### **裁判員経験者 B**

職場の方が理解があったもので、行ってくるようになってことで言われて、特に事務的なところは影響あったけれども、あとの業務については、特に影響はなかったと思います。

#### **裁判員経験者 C**

もう全然、影響はないです。

#### **裁判員経験者 D**

私のところは、もう裁判員裁判について、規約というか、そ

うというのがちゃんとできておりました。

**裁判員経験者 E**

特に影響なく、それに対しては休暇を取っていける。それと、あと、その間に関しては、他の人がフォローしてくれるということで、十分、はい、回りました。

**裁判員経験者 F**

仕事内容は特に差し支えなかったんですけど、仕事中の自分のモチベーションは、どうしても、明日また裁判員だなみたいな、はい、下がりました。

**記者**

最後の代表質問なんですけれども、制度で改善すべき点があるとすれば何なのかっていうところを教えてください。

**裁判員経験者 A**

今のところちょっと、改善、あるか分かりません。

**裁判員経験者 B**

私の方も、ちょっと今のところ、分からないです。

**裁判員経験者 C**

そうですね、なんべんもやったら分かってくるんでしょうけど、1回やっただけでは、改善とかそんなのも、意見とかも分からないです。でも、さっきも言われたように、来たらやっぱり、なかなか経験できないことなんで、裁判員やっていただくのがいいんじゃないかと思います。

**裁判員経験者 D**

私は、先ほども触れてしまったんですけど、法のことを勉強していない人が入ってくるのであれば、そこをうまく利用して、法では裁けない助け方っていうのかな。先ほど言ったみたいに、被害者の人にメッセージを送りたい、それが他人であれば他人



であるほど、被害者の人は、身内から言われるよりも強い言葉として、これから生きていく言葉になるかもしれないと思います。

#### 裁判員経験者 E

今のところ、分かりません。

#### 裁判員経験者 F

年齢は多分関係ないと思うんですけど、どうしても、周りに年上の方が多いと、実際、発言しにくいところはあったんで、もう少し年上の人への制限があればなど、私自身は思いました。

#### 記者

何人かの方が、精神的な負担が結構大きかったというお話をされていたかと思うんですけども、ただその、裁判の最中か、又はその裁判が終わってから、例えば、ふと思い返して、精神的にちょっときついなと思ったときに、例えば裁判所の方にちょっと相談して、こんな支援があつて助かったとか、こんな言葉を掛けられて助かったとか、そういったようなことがあれば、お話をお伺いできればなと思ったんですが。

#### 裁判員経験者 F

内容を言うこともできず、吐き出すところがなかったんで、実際しんどかったんですけど、裁判員終わってから、裁判所の方でメンタルケアみたいな、ありましたよね。最終はもう、つらかったらそこに電話しようみたいな感じで思ってたんで、まあ、そこに頼ることなく、みんなも同じ気持ちなんやろうなっと思うと、しんどかったですけど、そこは、大分よかったと思います。

#### 裁判員経験者 C

僕の仕事は音楽関係で、明日の生活も分からない、どれぐら

いの仕事が入ってきて、どれぐらいの収入になるか見当付かないような仕事なので、切替えは早いと思うんですね。物を作ったりとか、創作する前は、四六時中、寝てる以外は、考えている仕事なんで、逆に、そういう方が聞いていやされるような音楽を作っていたらなとそういうふうに感じてやっています。

#### 裁判員経験者 B

先ほどもお話ししてるように、家族内の殺人ということだったので、初めは、そこまで重たくはないだろうってところがあったんですけど、実際関わると、いろいろ真剣に考えなくちゃいけないので、裁判中は寝れなかったり、いろいろ考えたりってことがありました。いろいろ考えるので、イラストをリアルに考えすぎて、自分とだぶらせるようなところも浮かんで、被害者の人が、どういう思いだったのかなというところに比重がいっちゃうってところがありました。けれども、先ほどFさんもおっしゃっていただいたように、後で相談できるところがあったんで、相談はしなかったんですけど、そういう窓口があるってところで、大分気分的には違うかなと思いました。

#### 記者

僕らは報道する上で、逮捕がされたり、起訴された中で、飽くまでも容疑を掛けられているという前提で記事を書いているんですけども、裁判員裁判に参加して、起訴状を読んで、今回は全員認めていらっやっみたいですけども、最初からこの人は犯人だと思って考えていたのか、それとも飽くまでも、そういう疑いがある人と考えて、証拠を見る中で、だんだんと犯人なのかなと思ったのか、お聞きできればと思います。

#### 裁判員経験者 D

そうですね、やっぱり犯人だと思って臨みました。

**司会者**

それはやっぱり認めているからということですか。

**裁判員経験者 D**

事件の概要を聞いた時点で、そのときは、そこから入ってしまったということですね。

**裁判員経験者 A**

最初から犯人と決めてやってました。というのは、始まる前に裁判官の方から、罪を認めてると、罪を犯したのは間違いないから、あとは刑を決めるだけですって言われたんで、もう、そのつもりでやりました。

**裁判員経験者 E**

犯人だとは思ったんですが、最初の裁判に入るときに、更地と思ってくださいってというような話を、裁判長が言われました。更地ってというのは、その人が本当にやったのかやってないのか、本人は認めてるんですけども、本当にそうなのかということを見ていくってというようなことを最初に説明していただいたことで、本当にこの人はやったんかな、やってないんかなって、そういう見方で考えていたと思います。

**浅見裁判官**

覚えていただいてありがとうございます。最初に、更地ですと。更地に家を建てていきますと。更地に検察官が家を建てようとしていますと、家が建つかどうかというのは、検察官が材料を提供して家を建てていく。いいですか、皆さん方、今の段階では更地ですよと。それで、冒頭陳述とかそういうのは出てきますけど、それはもう、設計図であって、証拠が材料で、それによって家が建ったかどうかということを判断するというのを、覚えていただ

けていたらという説明をさせていただいているところです。

**司会者**

それでは、これを持ちまして、終了といたします。今日は本当に、貴重な御意見を多数頂きまして、ありがとうございました。今日の御意見を参考にさせていただいて、よりよい裁判員裁判が実現できるよう、我々法曹三者、努力していきたいと思いますので、これからも見守ってください。よろしく申し上げます。